

第13号



発行

檜山教職員組合

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む

〒043-0056 江差町字陣屋町86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 白山 尚
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

職場での議論と合意を大事に



1年単位変形労働時間制 条例案可決 **許せない!**

道議会

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例案が11日、道議会本会議で可決され、成立しました。労働条件の大改変になる制度について、現場の声も聞かず、十分な審議もなく、こうも簡単に通してしまふことは許されません。コロナ禍のなか、ほとんどの都府県で条例化が見送られているなか、全国に先がけて制度化を急ぐ北海道の対応は際だっています。同日、北海道労働組合総連合(道労連)、道高教組、道教組は記者会見を行い、抗議声明

を発表しました。同じく連名で抗議声明を発した道高教組と道教組の弁護団も同席しました。声明は、8時間労働制の大原則を壊す教職員の意向を確かめることなく、僅かな審議で性急に採決したこと、強く抗議、長時間労働解消の抜本的な対策を求めながら、制度導入

を許さないとりくみの決意を表明します。委員会採決では、上限時間遵守での実効性あるとりくみを求める附帯意見がつけられました。従来から言われてきたことと歯止めになりません。実施にあたっては対応する教育委員会で規則整備などが検討されることになり、勤務条件に関することは「服務監督者」として教職員組合との話し合いが当然求められます。まずは学校での説明や議論がしっかりと行われ

ることが大切です。その場が確保されるよう檜山教組は校長への申し入れを行うこととしました。**(下掲)**あまりに教職員を軽んずるやり方は、トップダウンによる管理統制の流れをつくり、子どもの教育に対する硬直的な風潮を強化する方向に影響する恐れがあります。教職員の働き方は教育条件でもあります。人間らしい働き方と教育の充実のため、職場での議論と合意を大事にしていくことを呼びかけます。

安全・安心・ぬきつむらた教育をむくんで



檜山教組評議委員会

11月27日に開催された檜山教組評議委員会(中間決議機関)では、各町支部の代表が発言、現場の実情や課

題をリアルに交流しました。とくにコロナ危機への対応と子どもの安全安心な教育をどう進めるかという苦心やとりくみなどが語られました。

白山委員長が冒頭にあいさつし、現場実態と教育道理に基づく学校づくりの重要性を訴えました。**(裏面に関連)**

白山尚委員長あいさつ要旨 事実と道理に立って



2学期は、行事などを実施してのハードな日々だったことでしょう。教科学習ももちろん大事ですが、多様な経験を通して人間の成長を確かめ合う場が学校であるということが改めて認識されたのではないのでしょうか。多忙な日々のなかにある現場ですが、「1年単位の変形労働時間制」の条例化について、あなかも現場教職員が賛成しているかのように見せかけ、全国に先がけて実施しようとする道教委の姿勢に怒りを覚えます。安倍政権を継承する菅首相が掲げた「入口ガガ」が「自助・共助・公助」です。解決を見ない福島原発事故、コロナ禍のなか疲れ切つて生活する多くの

人々、そこに「自分たちでがんばれ」とは言語道断。安倍政権は教育基本法を改悪しましたが、今にその影が色濃く落とされています。例えば、教育委員会制度の改悪。戦前の国家主義の反省から合議体として生まれ変わった教育委員会制度は、その後いくつかの曲折を経ながらも教育の自律性を担保する制度として運用されてきました。首長の権限下におかれるような大改変を行うたのも安倍政権でした。教育委員会の独立性は侵され、結果、トップダウンの教育統制へとなびていることを深く危惧します。教育は、直接子どもたちに関わる仕事です。その過程には当然失敗もあれば、時に困難に直面することもありますが、決められた通りには運ばない営みです。「繁忙期」に超過勤務し「閑散期」にその分休みしようという制度は、そもそも教育現場には馴染まないものです。しかも平日の時間外労働をあたかも無ないように装おう、実態を隠す仕組みそのものが真実と真実に立つ教育の条理にも反するものです。「1年単位の変形労働時間制」が現場でどう話題になり、教育委員会がどのように向き合おうとするのか、私たちはしっかりと見定め、対応していかなければなりません。感染防止上、なおオンラインでの会合が続きますが、それだけに支部や分会での対面での交流を大事にし、願いや悩み、課題を共有していきましょう。

「1年単位の変形労働時間制」に関する申し入れ(概要)

(道教委提出の)「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とするための条例改正案が12月11日、道議会本会議で可決されました。

条例改正案提出の根拠としている9月実施の「意向調査」では、当事者である教職員の意見を確認するような手続きはとられませんでした。全国的に見ても12月議会で条例提案されているのは、北海道に続いて徳島県が表明したのみであり、その性急さは際立っています。

「1年単位の変形労働時間制」の導入は、本来的な労働時間の原則を歪め、繁忙期の長時間労働を固定化させることとなるため、私たちは、性急な導入に反対しています。道教委は、「1年単位の変形労働時間制」で「連続した休日を設定することでリフレッシュの時間を確保」できると説明していますが、「1年単位の変形労働時間制」がなければ実施できないというわけではなく、現行制度のなかでの条件整備で十分対応可能です。「働き方改革」のためだと言うのであれば、業務の抜本的改善をまず行うべきです。「1年単位の変形労働時間制」によって、個々に異なる勤務態様を持ち込まれます。その管理を担うこととなる管理職が複雑な対応が求められることとなり、それによる過重労働の増大も心配です。

「1年単位の変形労働時間制」の活用には、時間外勤務の上限遵守を始め様々な厳しい制約が課されており、制度について、学校全体として十分な理解が図られた上で、慎重に判断することが求められます。少なくとも、新型コロナウイルス感染症の影響がますます深刻化している状況下で、制度導入を急ぐべきではないと考えます。

学校教育の充実を期し、働きやすい職場環境をめざす観点から、「1年単位の変形労働時間制」に関わり、下記のことについて特段のご意見をたまわりますようお願いいたします。

- 1 「1年単位の変形労働時間制」に関わる教育委員会等からの情報について、職場教職員へ説明をていねいに行うこと。
- 2 制度導入等について、学校としての意見を求められたり活用について判断をする場合には、学校全体での民主的な議論を行い、教職員の意向を十分に汲み尽くすこと。

月例給等人事委員会報告 改訂見送り

北海道人事委員会は11月27日、道議会と知事に対し、道職員・教職員の月例給と人事管理に関する報告を行いました。月例給については、官民格差が79円(0.02%)と希少なことから改訂を見送りました。

コロナ対応などで奮闘する公務職場の苦勞に比べ、高卒初任給の時間単価は最低賃金を下回る内容です。改善を求める課題は引き続き切実です。

苦勞に比べ、変形労働にも触れず



議長を務める渡邊洋一さん(左)と討論する評議委員(右)=11月27日、安里書記長撮影

檜山教組2020評議委員会 討論より

コロナ対応と子どもたちの教育と

評議委員会の討論から、コロナ禍のなかの子どもと教育をめぐる現状や課題が浮き彫りになりました。

「スクール・サポート・スタッフによる校内消毒作業など、とても助かっている」「感染防止策を打ちながらできるだけ通常通りの学校生活にしようとしている」「場の設定など、密を避ける工夫をし、子どもたちの学習成果の発表を確保している」などのとりくみが報告されました。

予防対策の徹底がもたらす側面的効果として、子どもたちの健康管理がゆきとどき、風邪やインフルエンザの罹患が少ないのではという報告がありました。実際、内科的症狀を訴える保健室利用が昨年度同時期の半分という調査結果が紹介されました。

この学校の学校も苦心しながら対応の努力が払われている姿が報告されました。

「この学校の学校も苦心しながら対応の努力が払われている姿が報告されました。活動の対外交流への対応など現場の実情と苦悩を示す具体的な事例が紹介され、コロナ禍での教育活動の在り方を問う提起もなされました。公開研究授業をめぐり、それぞれの実践校の実情や苦心も話題になりました。奥尻町の状況を心配する声も相次ぎました。奥尻町出身はじめ勤務経験など奥尻ゆかりの職員が3分の1以上という職場もあり、「毎日話題になり、みんな祈るような日々」との発言がありました。

コロナ危機のなかでの教育について、「あれもダメ」「これもダメ」「これもダメ」というのでなく、心身の安全と安心の場をつくり、子どもの可能性に信頼を寄せ、人間的な成長を育むとの視点が共有されました。

現場の働き方と教職員の願いと

「規定の退勤時間では仕事が終わらない。倒れたら実態をきちんと見てくれるのだろうか」と発言した評議委員は、「1年単位の変形労働時間制が導入されても教職員の絶対数を増やせ、業務量の絶対数を減らさなければ何の解決にもならない」と告発しました。

加配定数をめぐり、決められた枠内で新たな運用も図ることになるといふ対応に「学力向上への成果」をインセンティブ(意欲付け)に利用する加配

「現場教職員が関わる余地をいれず、事が進められていく」と、「決まっていることだから」という同調圧力が広がるという問題提起は教訓的でした。組合支部が現場の実情や願いを背負って奮闘するとりくみが報告され、組合全体の経験として共有されました。

また、この間の教育研究活動を振り返り「身近な集まりで交流し、日常の工夫やコロナ禍と格闘する骨太の実践との出会いがあつて元気をもらった」との発言がありました。教育を大事にする視点が確認されました。教職員としての誇りと誠意が生かされる働き方や環境を求めたい願いが共有されました。

コロナ禍のなかでの学校と教育の在り方が大きく問われる時代、教職員組合の使命と役割を改めて確かめ合い、生かしていく決意の場となりました。

教育署名毎年300筆超 滝澤和美さん(厚小)にインタビュー



みんなの願い みんなの力で

滝澤和美さん(厚沢部小)は毎年300筆を超える署名を集めます。その原動力は何か、尋ねました。

—どのようにしてそんなに集められるのですか?
住んでいる地域の方々が主です。地区の区長さんが毎年協力してくれます。地区の友人や知人、かつての保護者の方々にお願いすると、職場からも集めてくれます。日頃お付き合いのあるお店屋さんなど力になってくれます。少し多めに署名用紙を預けるんです。「埋められるところだけでいいので」と言って。あと、実家や親戚にも返信用封筒を入れてお願いしています。同級生や友人などにも。「子どものため」という趣旨がはっきりしているので、誰もが賛同してくれます。毎年依頼している方々を外さないように心がけています。「みんなの願い」という原点を大事にしたいから。

—教育署名運動にとりくむのはいつから?
初任で河北小学校に勤めていたころです。組合の分会で、校下のお家を一軒一軒回って集めて歩くんですよ。断られることも多く苦勞もあつたけど「子どもたちのために」という志が深まっていくんですよ。後に早川小学校に異動になったのですが、組合の仲間がいなく一人分会でした。そこで、保護者や地域の方々に思いっきり頼んでみようと思いついたのが、今のスタイルの始まりです。町内の滝沢小学校や湯ノ岱小学校の組合の仲間たちで、勝手に「姉妹校」と称して、励まし合ってやりました。だから一人でもがんばれました。

—教育署名運動にとりくむモチベーションは何ですか?
「子どものための署名」という趣旨に間違いがないので、誰もが賛同してくれることですかね。「毎年やってるけど、変わらないね」と言われ、つらい思いをすることもあつたけど、ずっと続けていると確かに改善していることも分かる。みんなの願いや声が反映され少しでも変わっていればとてもうれしい。「子どものための教育を良くしたい」というみんなの願いはみんなの力で実現していくことだと思うから。

—今後の期待や抱負は?
コロナ禍で子どもも先生方も重く負担がのしかかっています。そうでなくても、子どもたちが窮屈な思いをしたり、先生方も働きづらかつたりとかと学校と教育をめぐる状況が厳しい。条件や環境が少しでも整えられ、余裕ができれば、気持ちにもゆとりが生まれ、子どものための教育がより良くなると思うので、そうなるようがんばりたい。教職員定数の改善が現実味を帯びてきているので、あきらめないで続けていきたい。

ゆきとどいた教育を求める全国署名 全国集約 3,543,797筆



11日の全国オンライン集會に集約されました。檜山から送られた署名を含みます。一筆一筆に深く切実な願いが込められます。このあと、最終集約され、国会に提出されます。北海道集約は19日。